

京都市告示第 439 号

京都市考古資料館条例第 2 条の規定に基づき、京都市考古資料館を次のとおり臨時に休館します。

平成 17 年 2 月 7 日

京都市長 榎 本 頼 兼

臨時に休館する日

平成 17 年 3 月 5 日 (土) から 6 日 (日) まで

(埋蔵文化財調査センター)